

市有財産定期建物賃貸借契約書（案）

貸付人新潟市（以下「甲」という。）と借受人 ▲▲（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産について借地借家法（平成３年法律第９０号。以下「法」という。）第３８条の規定に基づく定期建物賃貸借権の設定を目的とした借家契約を締結する。

（貸付物件）

第１条 甲は、甲が所有する次の財産（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙はこれを借り受ける。

建物 施設名称 新潟市立中央図書館
所在地 新潟市中央区明石２丁目１番１０号
貸付場所 カフェ
面積 29.76 ㎡ ただし、実測面積との違いが判明しても貸付料には影響しない。

（使用目的）

第２条 乙は、貸付物件を、カフェの用途に自ら供さなければならない。
２ 乙は、前項の目的を変更しようとする場合は、書面により甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。
３ 乙は、貸付物件の使用にあたり、別紙に記載した使用条件を守らなければならない。

（貸付期間）

第３条 貸付期間は、令和７(2025)年１１月１日から令和１２(2030)年１０月３１日までとする。

（契約更新等）

第４条 本契約は、法３８条の規定に基づくものであるから、法第２６条、第２８条及び第２９条第１項並びに民法（明治２９年法律第８９号）第６０４条の規定は適用されないので、契約更新に係る権利は一切発生せず、前条に定める期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、貸付期間の延長も行われな

いものとする。

（貸付料）

第５条 貸付料は、令和７(2025)年１１月１日から令和１２(2030)年１０月３１日までの期間に

年次	期間	貸付料の額
第１年次	令和７年１１月１日 から令和８年３月３１日まで	▲円
第２年次	令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで	▲円
第３年次	令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで	▲円
第４年次	令和１０年４月１日から令和１１年３月３１日まで	▲円
第５年次	令和１１年４月１日から令和１２年３月３１日まで	▲円
第６年次	令和１２年４月１日から令和１２年１０月３１日まで	▲円

(貸付料の納付)

第6条 前条に定める貸付料は、次に定めるところにより甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

年次	納付金額	納付期限
第1年次	▲円	令和7年12月1日
第2年次	▲円	令和8年4月30日
第3年次	▲円	令和9年4月30日
第4年次	▲円	令和10年5月1日
第5年次	▲円	令和11年5月1日
第6年次	▲円	令和12年4月30日

第7条 使用財産に附帯する設備の使用に係る光熱水費等の実費について、甲の請求がある場合は、甲の定める方法により当該実費を支払わなければならない。

(遅延損害金)

第8条 乙は、第5条による貸付料、第7条による光熱水費及び第14条による違約金を甲が定める納入期限までに納入しない場合には、納入期限の翌日から納入した日までの期間について、新潟市公有財産規則(昭和59年規則第19号)で定める割合により算定した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

(使用上の制限)

第9条 乙は、貸付物件について、第2条について規定する使用目的、利用計画及び事業計画の変更若しくは貸付物件の模様替え又は改造等により現状を変更(貸付物件の修繕及びその他軽微な変更を除く。)しようとする場合、事前に変更する理由及び変更後の目的等を書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等)

第10条 乙は、貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し又は貸付物件を第三者に転貸してはならない。

(契約不適合の際の責任)

第11条 乙は、民法、商法、および本契約のその他の条項にかかわらず、貸付物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、貸付料の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

(物件保全義務)

第12条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全につとめなければならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、乙に対し実地調査し又は参

考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

(1) 第5条に定める貸付料の納付がないとき

(2) 第9条に定める甲の承認を受けなかったとき

(違約金)

第14条 乙は、第3条に定める貸付期間中に、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第2条又は第10条に定める義務に違反又は第15条の2に該当した場合は、金▲円 (貸付料年額の3倍の額)

(2) 第9条第1項又は第13条に定める義務に違反した場合は、金▲円 (貸付料年額)

2 前項に定める違約金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
(契約解除)

第15条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 甲が貸付物件を公用又は公共の用に供するため必要とするとき。

(2) 乙がこの契約に定める義務に違反したとき。

(暴力団排除措置による契約解除)

第15条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告を要することなく契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責任を負わないものとする。

(1) 暴力団又は暴力団員 (新潟市暴力団排除条例 (平成24年新潟市条例第61号) 第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員をいう。 (以下「暴力団員等」という。以下この項において同じ。)) であると認められる場合

(2) 役員等 (乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。) が暴力団員等であると認められる場合

(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる場合

(4) 役員等が自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員等を利用したと認められる場合

(5) 役員等が、暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合

(6) 役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる場合

(原状回復等)

第16条 乙は、第3条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により本契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、再契約のほか、甲が指示した場合にはこの限りでない。

(貸付料の精算)

第 1 7 条 甲は、本契約が解除された場合には、既納の貸付料を日割でもって精算し、未経過期間に係る貸付料を乙に返還する。

(損害賠償)

第 1 8 条 乙が、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費などの放棄)

第 1 9 条 乙は第 3 条に規定した貸付期間が満了した場合又は第 1 5 条または第 1 5 条の 2 の規定により契約が解除された場合において、乙が支出した必要経費及び有益費等については、甲に対してその償還の請求をすることができない。

(連帯保証人)

下記①②から選択する
①連帯保証人が個人の場合 (連帯保証契約) 第 2 0 条 連帯保証人は、甲に対し、乙が本契約上負担する一切の債務を極度額▲円の範囲内で連帯して保証する。
②連帯保証人が法人の場合 (連帯保証契約) 第 2 0 条 連帯保証人は、甲に対し、乙が本契約上負担する一切の債務を連帯して保証する。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第 2 1 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適切に使用するように留意しなければならない。

3 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 2 2 条 本契約に関する訴えの管轄は、新潟市を管轄区域とする新潟地方裁判所とする。

(特約又は特例等の措置)

第 2 3 条 この契約についての特約又は特例その他必要な事項については、別紙により定める。

上記の契約の締結を証するため本契約書 3 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 ▲月 ▲日

貸付人 (甲) 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1
新潟市長 中原 八一 印

借受人	(乙)	住所	▲▲	
		氏名	▲▲	印

連帯保証人		住所	▲▲	
		氏名	▲▲	印

別紙

第2条第3項の規定による使用条件

乙は、貸付物件の使用にあたり、次の事項を守らなければならない。

(1) 営業日時

営業日：図書館の開館日

営業時間：午前 11 時から月～土は午後 6 時、日・祝は午後 4 時

一時的に変更する場合は図書館の許可を得てください。

(2) 光熱水費

電気 テナント用参考メーターによる市への納付

水道・ガス テナント専用メーターで直接契約

(3) 設備

貸付部分に設置してある厨房機器を使用することができます。その他陳列台・ケース・棚・食器・レジスター・消耗品等は出店者が準備してください。貸付期間中の機器修繕は、都度協議のうえ、決定します。

(4) 損害保険

出店者は損害保険契約（借家人賠償）に加入してください。

(5) 問合せ及び緊急連絡先

カフェへの問い合わせ及び苦情については、出店者の責任において対応し、必要に応じて図書館へ報告してください。また、出店者不在時における緊急時等の連絡先をあらかじめ図書館に届けておいてください。変更がある場合は事前に報告してください。

(6) 内装工事

原則として改修工事はできません。

(7) 現金等の管理

釣銭等の現金や商品等については、出店者の責任において管理してください。

(8) 衛生管理

貸付部分および客席等の衛生について管理してください。

(9) 貸付終了時の留意事項

貸付期間の満了または契約の解除により貸付を終了するときは、速やかに原状回復してください。また、図書館に対し、原状回復に要した費用、カフェの設置に伴い支出した費用、その他一切の費用について、補償を請求することはできません。

貸付期間の途中で契約を解除する意向がある場合、貸付終了日の 6 カ月前までに、その旨について図書館への通知が必要となります。

(10) その他

契約書および使用条件に定めのない事項については、別途協議のうえ、これを決定します。

第 23 条の規定による特約又は特例等の事項

乙は、連帯保証人に変更が生じた場合は、速やかに甲に届け出ること。